



志摩市消防長訓令第 1 号

庁 中 一 般

志摩市消防本部服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 9 日

志摩市消防長 久 保 宏



志摩市消防本部服務規程の一部を改正する訓令

志摩市消防本部服務規程(令和 3 年志摩市消防長訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。